髙橋弘先生――その人と学問

鳥谷部 茂

指導に感謝の意を表したいと思います。 後も学長補佐(危機管理担当――現在は副理事・法務担当に名称変更)の職をお引き受けになり、引き続き広島大学 の研究・教育・学内外の活動を紹介すると同時に、髙橋先生が定年まで職務を全うされたことをお祝いし、長年のご のために貢献されています。 髙橋弘先生は、平成一九年三月末日をもって定年により本学大学院社会科学研究科を退職されました。退職された したがって、まだ退職されたという実感は湧きませんが、先生の広島大学における長年

等の教育・研究に従事し、学生の教育・指導において幅広い学識と深い専門知識に裏付けられた卓抜な指導力を発揮 行政に対しても多大な貢献をされました。 して、行政・法曹界あるいは実業界に優れた多数の人材を送り出すとともに、関係の各種学界や裁判所・弁護士会 髙橋先生は、昭和四六年八月広島大学政経学部に赴任されて以来、通算三五年にわたり、主として民法・消費者法

大学の管理・運営に積極的に参画してこられました。特に、平成五年五月から同七年五月まで、同九年五月から同 年三月まで広島大学評議員、同一一年四月から同一三年三月まで法学部長、同一一年四月から同一二年三月まで社 また、髙橋先生は、法学部並びに大学院社会科学研究科における各種委員会委員を歴任し、学部及び大学院並びに

会科学研究科長を務め、 法学部・大学院社会科学研究科の管理・運営に尽力されました。

はございますが、 旅行契約に関する研究、江戸時代における契約の研究、消費者契約法に関する研究などに及んでいます。大変失礼で 建築請負約款の研究、建築家(設計監理技師)の法的地位に関する研究、 人者として認められています。 研究面における髙橋先生のご活躍は、民法・約款法、消費者法等において顕著なものがあり、この分野における第 紙幅制限の都合により、その一部のみを紹介させていただきます。 髙橋先生の研究は「後期ドイツ普通法学説における積極的債権侵害」から始まり、 普通契約約款と消費者保護に関する研究

であるとの見解の嚆矢(こうし)と評されています。 相当額の損害賠償請求を肯定するようになりましたが、 見解を提示していました。最近の判例(最判平成一四・九・二四判例時報一八〇一号七七頁)は建替えに要する費用 ただし書きの解除制限について、 その特記すべき研究の第一は、 建物に瑕疵があり建て直す以外に方法がない場合には解除を認めるべきであるとの 建設請負約款における瑕疵担保責任に関する研究です。この研究では民法六三五条 髙橋先生のご論文は、民法六三五条ただし書きを修正すべき

から、 の購入者が損害を被った場合には、不法行為に基づく賠償責任を負うとしました。髙橋先生の見解が、論文発表から せられたものであるとの見解を提示していました。最近の判例(最判平成一五・一一・一四民集五七巻一〇号一五六 第二は、建築家 は、建築士が、諸規制の潜脱を容易にする行為やその規制の実効性を失わせる行為をすることによりその建物 建築士の監理責任とは、 (設計監理技師)の法的地位に関する研究です。この論文では、建築基準法および建築士法の目的 業務遂行の単なる倫理規定ではなく、手抜き工事防止のために法律上の業務責任を課

効果の重要性を指摘していることが注目されます。 時期から約款法と消費者保護の関係について研究されてきました。その成果が、「普通契約約款と消費者保護」「~五」 研究の最も貴重な文献の一つとして評価されていること、さらに約款中の仲裁条項・仲裁合意書についてその意義と 約法・旅行契約約款の研究へと発展しています。ここでは、特に、「普通契約約款と消費者保護()~缶」 は、 (昭和五〇~五一年)であり、その後の「約款立法と立法学」、約款規制に関する諸外国の資料、さらには次の旅行契 (西)ドイツ約款規制法を中心とする一連の研究です。 髙橋先生は、 わが国の研究者の中では、最も早い 約款法

催者倒産における旅行者の保護措置、オランダ・スペイン・スイス・イギリス・オーストリアその他EC加盟国等に 契約法関連資料・内容変遷比較・判例分析・立法理由対案理由・旅行契約に関する普通契約約款、ドイツにおける主 どこの旅行契約法 おけるパック旅行契約に関するおびただしい最新法律の紹介・翻訳論稿が公表されています。この領域の研究につい EUと日本における主催旅行契約(募集型企画旅行契約)の状況などの論文にとどまらず、 五六年)から始まり、パック旅行契約法、主催旅行契約法、旅行業法の改正、国際航空旅客運送約款、旅行標準約款、 第四は、 わが国および諸外国の旅行契約法(旅行契約約款) (旅行契約約款)の研究に注がれています。具体的には、「西ドイツ旅行契約法の成立過程」(昭和 に関する研究です。髙橋先生の後半の研究は、 旧西ドイツにおける旅行 ほとん

レービンダー教授のもとで在外研究をされました。それ以来、互いに幾度かの渡独・渡日を重ねられ、 海外の研究者との研究交流です。 髙橋先生は、昭和五三年にドイツ・フライブルク大学のマンフレ その成果が 髙 レッド

ては、髙橋先生の独壇場といっても過言ではありません。

橋先生のドイツ語論文として公表されています。また、レービンダー教授との長い研究交流を通して、ドイツ法、

さ

契約法論が構築されてきたものと考えております。 らにはヨーロッパ法への深い理解を得られ、このような研究を基礎として、前述のような髙橋先生の約款法論・旅行 レービンダー教授との交流は現在も続いているとのことです。

私法学会では、民商合同シンポジウムの資料として「旅行契約」を執筆され、ご報告されておられます。 ジェクトの組織・運営において指導的な役割を果たしました。他方、学界においては、日本私法学会、 また、 以上のような研究活動と関連して、民事法研究会代表、土地法学会中国支部長をはじめ、学内外の研究プロ 中四国法政学会の会員・役員としてご活躍されました。その一例をあげると、昭和五六年度の日本 日本土地法学

広島家庭裁判所調停委員、広島県土地収用委員会委員、賦交通事故紛争処理センター広島支部審査会審査員など各種 の委員を務めました。これらの中には現在も継続されておられるものがあるようです。 社会的活動の面では、大学設置・学校法人審議会(大学設置分科会)専門委員(法学)、国民生活審議会(約款取 専門委員、中央労働委員会中国地方調整委員会委員長、国土交通省中国地方整備局入札監視委員会委員、

かりの一年生教育にご尽力されました。髙橋先生の教育・研究に対する実直で温厚な姿勢は、私にとって教育者・研 切なアドバイスをいただきました。教育面では、一年生配当の民法総則を長く担当され、法学部に入ってこられたば た。髙橋先生は、平成三年、研究に関する意見交換の場として民事法研究会を設立されその代表を務めてこられまし 私は、平成三年に広島大学に赴任して以来、旧民事法講座に所属する同僚として髙橋先生に大変お世話になりまし 日本土地法学会中国支部の研究会では支部長を務められ、司会や研究会の運営などについて、その都度適

ム専攻の教育研究に努める所存です。

究者の良い手本であると考えております。後輩として、先生のご指導に違うことのないように、法学部・法政システ

えてこられた奥様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。 最後に、これまでの髙橋先生のご指導に感謝申し上げますと共に、先生のますますのご活躍と、先生および先生を支